

八幡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月6日

八幡市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

八幡市においては、都市近郊・消費地という立地条件を活かした農業経営が展開されており、野菜、米、花き、茶等の多様な作物の生産やハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われている。また、近年では水田を利用した野菜づくりが盛んとなり九条ネギ、軟弱野菜等の生産量が大幅に増加している。

今後、農家の高齢化等により、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、八幡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する京都府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する八幡市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地台帳面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
|--------------------|--------------|-----------|--------------|
| 現 状 (令和4年4月) | 4 7 1 ha | 1 . 0 ha | 0 . 0 0 2 % |
| 3年後の目標 (令和7年4月) | 4 7 1 ha | 0 . 5 ha | 0 . 0 0 1 % |
| 目 標 (令和14年4月) | 4 7 1 ha | 0 ha | 0 % |

注1 管内の農地台帳面積などは直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制により、管内を8区域に分け、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果により、農業委員と推進委員の相談活動を基本に農地の利用関係の調整を行う。

② 農地中間管理機構との連携等について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けや地域計画が策定されるまでは、改正基盤法附則第5条に基づく利用権の設定等による農地の貸借を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
|--------------------|------------|----------|----------|
| 現 状 (令和4年4月) | 471 ha | 129.6 ha | 27.5 % |
| 3年後の目標 (令和7年4月) | 471 ha | 139.6 ha | 29.0 % |
| 目 標 (令和14年4月) | 471 ha | 162.3 ha | 36.0 % |

注1 八幡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は36%を目標としている。

注2 管内の農地台帳面積などは直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入。

【参考】担い手の育成・確保

| | 総農家数 (うち、主業農家数) | 担い手 | | | |
|--------------------|--------------------|-----------|----------|---------------|--------------------------|
| | | 認定農業者 | 認定新規就農者 | 基本構想水準 到達者 | 特定農業団体 その他の集落 営農組織 |
| 現 状 (令和4年4月) | 409 戸 (60 戸) | 65 経営体 | 0 経営体 | 6 経営体 | 0 団体 |
| 3年後の目標 (令和7年4月) | 409 戸 (60 戸) | 68 経営体 | 3 経営体 | 6 経営体 | 0 団体 |
| 目 標 (令和14年4月) | 409 戸 (60 戸) | 77 経営体 | 9 経営体 | 6 経営体 | 0 団体 |

注1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2 「総農家数(うち、主業農家数)」の現状は、2020年農林業センサスの数値。

注3 基本構想到達者とは、八幡市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」内で定められている(主たる農業従事者1人あたり500万円)、年間労働時間(主たる従事者2,000時間)程度の水準を実現できるものを指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利

用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積） |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状 （令和4年4月） | 0 人 （ 0 ha） | 0 法人 （ 0 ha） |
| 3年後の目標 （令和7年4月） | 7 人 （ 2. 2 ha） | 2 法人 （ 2. 0 ha） |
| 目 標 （令和14年4月） | 1 5 人 （ 4. 5 ha） | 5 法人 （ 9. 5 ha） |

注1 「最適化活動の目標の設定等」に基づき設定。

注2 目標は累積の数値である。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

八幡市、農業協同組合、農業委員会等に寄せられる新規就農の相談について、必要に応じて、農業委員、推進委員が相談支援活動を行う。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

八幡市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、八幡市農業委員会は、日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認、農家への声掛け等による意向把握、「地域計画」の定期的な見直しへの協力などの役割を担っていく。